SHOCHU「伝統的酒造り」PR多言語動画作成業務 企画提案募集要領

1 業務の目的

令和6年 12 月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、本県の本格焼酎の製造技術や焼酎文化が世界的に評価された。

この登録を活かして、海外の酒類事業者等に対して鹿児島本格焼酎の「伝統的酒造り」の価値を訴求する動画を作成し、国内外における酒類事業者・消費者双方の認知度向上を図る。

2 業務委託の概要

- (1) 業 務 名 SHOCHU「伝統的酒造り」PR多言語動画作成業務委託
- (2) 履 行 期 限 令和8年2月27日(金)
- (3) 業務概要別添「企画提案仕様書(案)」参照
- (4) 契約上限金額 5.000 千円(消費税及び地方税を含む)
- ※この金額は、提案に当たっての上限となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の金額範囲内で決定する。

3 企画提案の内容

企画提案に当たっては、本事業の目的及び仕様書の内容を考慮した上で、以下の内容を含むことを基本とする。また、作成に当たり効果的な追加提案があれば、積極的に提案すること。

- SHOCHU「伝統的酒造り」PR多言語動画作成に係る提案
- ・ 動画の構成内容が分かるような絵コンテやイメージ図等で示すこと。
- ・ 動画は、国内外の酒類事業者及び消費者に視聴してもらい、鹿児島本格焼酎の価値 や魅力を伝えることを目的としているため、当該目的に適した内容及び動画時間を提案 し、その提案に至った考え方を示すこと。

4 参加要件

企画コンペに参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者 イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要領に規定する「暴力団排除 措置の対象となる法人等」に該当する者

5 実施スケジュール(予定)

令和7年5月23日(金) 企画コンペ公募開始(HP掲載)

令和7年5月30日(金) 企画コンペ説明会

令和7年6月11日(水) 質問書締切

令和7年6月20日(金)参加意思表示書提出締切

令和7年7月2日(水) 企画提案書等提出締切

令和7年7月14日(月) 一次審査(書面)・結果通知

令和7年7月17日(木) 二次審査(プレゼンテーション)

令和7年7月下旬 採否通知·委託契約締結

- 6 応募に係る提出書類について
- (1) 質問書の提出について(希望する場合のみ)
- ① 提出書類 質問書(第2号様式)
- ② 提出方法 電子メール(FAX は不可)
- ③ 提出期限 令和7年6月11日(水)
- ④ 質問に対する回答

質問書の内容及び回答は、企画コンペ参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

- (2) 参加意思表示書の提出について
- ① 提出書類 参加意思表示書(第1号様式)
- ② 提出方法 電子メール又は FAX
- ③ 提出期限 令和7年6月20日(金)
- (3) 企画提案書等の提出について
- ① 提出書類
 - ア 企画提案書(仕様書に基づく具体的実施案)

※企画提案書はA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可)用紙を横向き使用, 横書き、上綴じとする(着色可)

イ 参考見積書

※正式な見積書については、企画コンペの結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

- ウ 実施スケジュール, 実施体制図(スタッフ体制)
 - ※共同企業体にあっては、構成事業者の業務分担のわかるもの
- エ 類似の実績(過去3年以内における主な実績)
- 才 会社概要
- ② 提出方法 電子メール(PDFデータ)
- ③ 提出期限 令和7年7月2日(水)まで

7 委託先の選定・契約方法

(1) 一次審査

提出された書類を審査基準に基づき、一次審査する。

- (2) 二次審査(プレゼンテーション)
 - 一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施する。
 - ① 開催日時 令和7年7月17日(木)
 - ② 開催方法 ウェブ会議方式
- (3) 委託先の選定・契約方法

企画コンペ方式とする。プレゼンテーションに参加した事業所の中から、審査基準に基づき審査を行い、特に内容等が優れていると認められる応募者を予算の範囲内で採択する。

(4) 契約の方法

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第2項 13 号により、随意契約とする。また、契約保証金については、鹿児島県契 約規則第 33 条第9号の規定により免除する。

(5) 委託契約の締結

県は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予算の範囲内で委託契約を締結する。なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合は、次点者と契約の締結について協議する。

(6) 契約に当たっての留意事項

鹿児島県と受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。 また、契約締結に当たっては、採用された企画提案の内容・規模等について、双方で協 議の上、変更する場合がある。

(7) 審査基準

審査基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に定めるものとする。

- ① 事業の趣旨,内容に沿った企画提案であること。
- ② 実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。
- ③ 必要経費などが適正に計上されていること。

8 その他

- (1) 当事業による成果物の権利(版権,著作権等)は鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 提出した書類データは返還しない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は各社負担とする。
- (4) 著作権法等法令に抵触しないこと。
- (5) 本要領等に関する質問は、電話又は電子メールですること。

- (6) 選定結果については、全参加事業者に電子メールにて連絡する。
- (7) 採択後は、決定した業者と委託者で業務打合せ(必要に応じて提案された企画の修正・変更)を行い、委託契約を締結する。

なお、契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。

(8) 事業実施に当たっては、委託者と協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

9 応募・問合せ先

鹿児島県商工労働水産部販路拡大・輸出促進課 担当:永盛・押川

電話:099-286-3050 FAX:099-286-5581

Email:tokusan@pref.kagoshima.lg.jp